

土壌汚染調査のエキスパート — 土壌汚染対策法に基づく指定調査機関 —

指定調査機関の指定を受けました

当社は、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関に環境大臣より指定を受けました。

指定番号「2003-1-156」
業務を行う場所「全国」



通知書(縮小版)

指定調査機関とは

指定調査機関とは、平成15年2月15日に施行された「土壌汚染対策法」で定められている。土壌汚染状況調査を行う調査機関をいいます。

土壌汚染対策法では、有害物質使用特定施設の使用が廃止されたときと都道府県知事が、土壌汚染により人の健康被害が生ずるおそれがある土地があると認めるときは、土地の所有者等に調査の義務が発生し、指定調査機関に委託して調査を行い、調査結果を都道府県知事等に報告する。

指定調査機関の条件

土壌汚染対策法では、土壌汚染状況調査の信頼性を確保するために、技術的能力を有する調査事業者を、その申請により環境大臣が指定調査機関として指定することとしています。

指定調査機関の数量

指定調査機関は、平成16年7月の時点で1,485機関が指定されています。

土壌汚染状況調査とは

対象となる土地の土壌汚染の状況を把握する調査です。調査方法は以下のとおりです。

有害物質の種類	基本となる採取方法	判断方法
揮発性有機化合物	土壌ガス採取	ガス濃度
重金属等	土壌採取	土壌溶出量値 土壌含有量値
農薬等		土壌溶出量値

ただし、土壌ガス採取でガスが検出された場合は、土壌採取を行い土壌溶出量値で判断する。

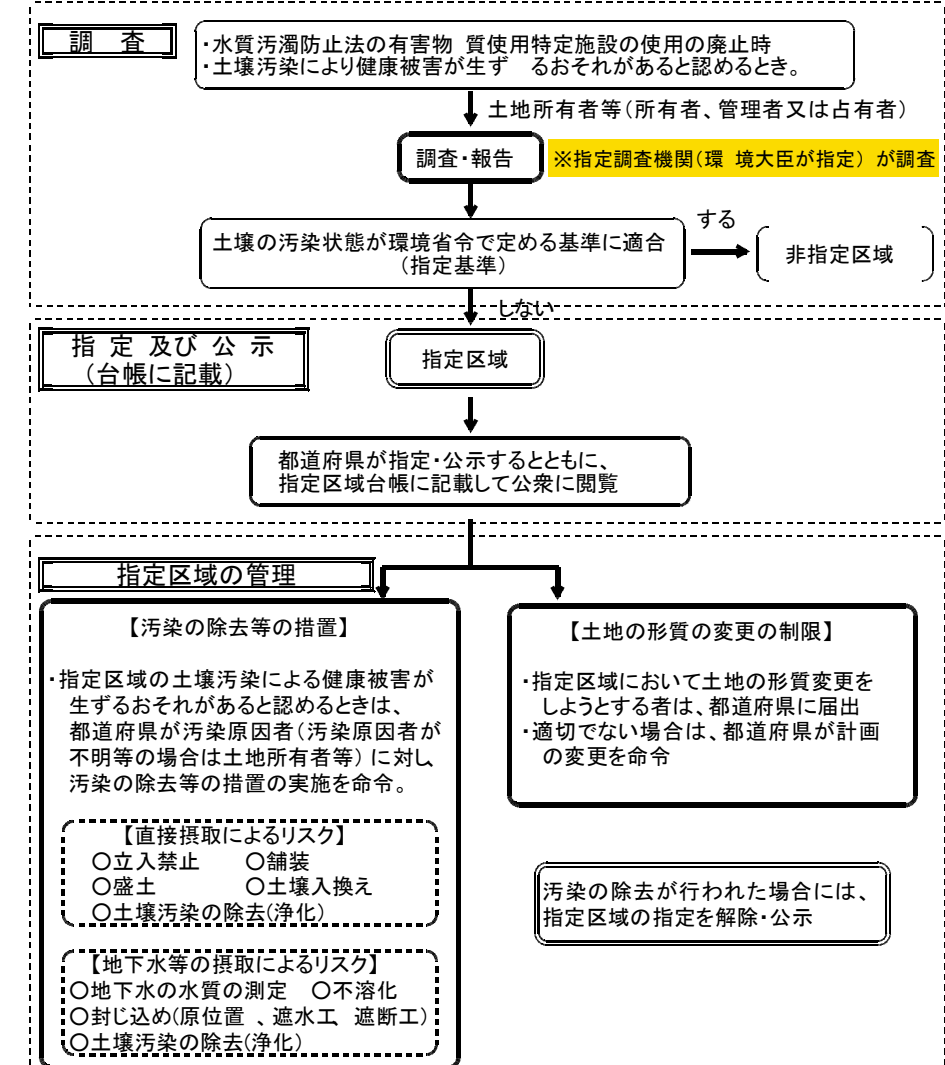
土壌汚染対策法の概要

平成15年2月に施行された「土壌汚染対策法」の概要は以下のとおりです。

土壌汚染対策法の概要

- 対象物質： 汚染された土壌の直接摂取(摂食又は皮膚接触)による健康影響(特定有害物質)
 - 表層土壌中に高濃度の状態で長期間蓄積し得ると考えられる重金属等
 - 地下水等の汚染を経由して生ずる健康影響
 - 地下水等の摂取の観点から設定された土壌環境基準の溶出基準項目

○ 仕組み



※ 土壌汚染対策の円滑な推進を図るため、汚染の除去等の措置を助成し、助言、啓発普及等を行う指定支援法人を指定し、基金を設置。

お問い合わせ



株式会社 大和地質研究所

〒960-8072 福島県福島市北中央3丁目9-2

TEL: 024-528-5735 FAX: 024-528-5733

URL: <http://www.daiwageolab.jp/> E-mail: info@daiwageolab.jp